

受理番号	受理年月日	件 名 及 び 要 旨	提 出 者	送 付 委員会名
30年 第9号	30.10.18	<p>精神障害者の保健福祉充実に関する陳情</p> <p>医療福祉費支給制度（マル福）については関係者の多大なご理解の下、精神保健福祉手帳1級保持者の新たな適用拡大が実現した。しかしながら、精神障害者とその家族及び地域社会が永年に渡って直面している課題についても、早期に且つ着実な解決を願い陳情書を提出する。</p> <p>ついては、陳情事項の実現に向けて関係機関への働きかけをお願いする。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 精神保健福祉手帳2級保持者に対する「特別支援策」の実施について 県議会（平成30年第3回定例会）において採択された請願内容に基づき、精神保健福祉手帳2級保持者に対して、平成31年度から特別支援策を具体化すること。</p> <p>今回の手帳1級保持者の適用拡大により、「マル福」の対象者は県内で約1,000名が新たに加わるようになった。しかしながら、茨城県精神保健福祉会連合会推定による3障害者間の「マル福」適用率（身体障害者50%・知的障害者30%・精神障害者10%）の格差は大きく、この背景には大半を占める精神保健福祉手帳2級保持者に対する施策が取り残されている実態がある。</p> <p>平成29年に茨城県精神保健福祉会連合会が実施した障害者及びその家族を対象にしたアンケートで明白なように、精神障害者は他の障害者に比べて生活困窮者が多い。背景として、</p> <p>(1) 思春期等の中途障害者が多く、障害年金の受給要件が整わず、無年金者が多い。</p> <p>(2) 自立支援医療制度の下ではあるが、生涯にわたる長期の治療費・服薬費及び通院のための交通費の負担が大きい。</p> <p>(3) 長期服薬による副作用などで、身体系疾患の治療の機会が増加する。</p> <p>(4) 障害特性に因り、心身ともに不安定な状態から就労率及び定着率が低い。</p> <p>2 精神科一般救急の24時間・365日受入れ体制の整備について</p>	<p>一般社団法人 茨城県精神保健福祉会連合会 会長 古池 源造</p>	<p>保健福祉 医療</p>

		<p>治療中及び未治療の当事者とその家族や地域住民が日々苦慮している精神科一般救急の受入れ体制整備及び精神科救急ダイヤルへの対応整備（いずれも年末・年始・ゴールデンウィークを含む24時間・365日）について、実施時期を含む工程表を明示すること。</p>		
--	--	--	--	--